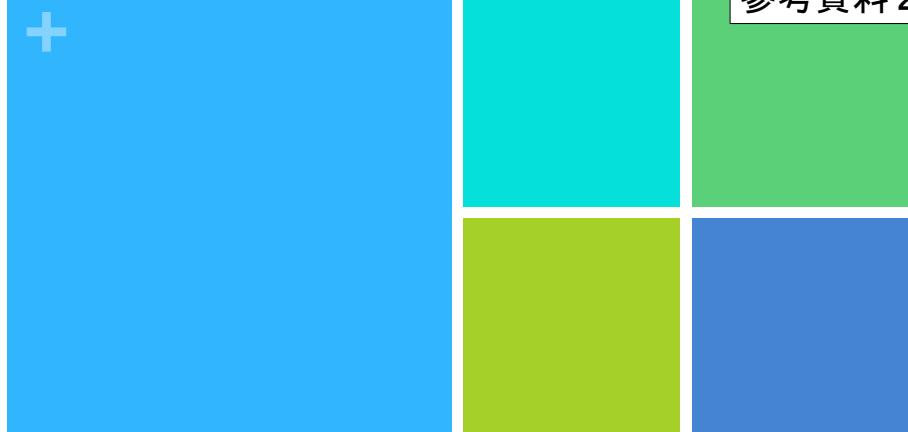


参考資料 2



日本の水辺と世界の水辺

公益財団法人リバーフロント研究所

※本資料は平成25年12月27日開催の第1回水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会で配布した参考資料です。

2

日本の水辺空間の歴史

我が国では、かつては、川や水辺
そのものが周辺のまちなみと融け
合って地域の代表的な顔を形成

江戸時代の歴史・文化・風土などと一体となつた水辺空間

3



「東都名所 日本橋真景并ニ魚市全図」 歌川広重

日本橋とその下流北側に広がる魚市の賑わいの様子が詳しい。日本橋川を行き交う多くの舟と大勢の人々の姿が描かれ、魚河岸があつた日本橋界隈の賑わい振りが伝わってくる。

江戸時代の歴史・文化・風土などと一体となつた水辺空間

4



「四条河原夕涼」 歌川広重

四条河原は、現在の京都市東山区にあり、鴨川に架けられた祇園橋(四条大橋)の両側の河原の名称で、現在の7月頃、暑い盛りに床(川に張り出した板張りの涼み台)が設けられた。床は夏に仮設されるもので、供される料理は川魚料理が多かった。

江戸時代の歴史・文化・風土などと一体となつた水辺空間

5



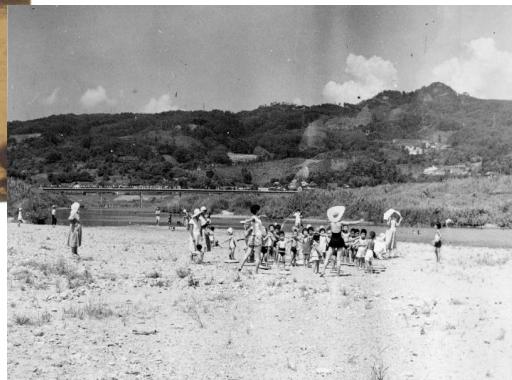
堀川花盛（ほりかわはなざかり）
(名古屋名所団扇絵集 市博物館所蔵)

うちわにかかれた花見の風景。満開の花の下で、川岸につくられた桟敷では、堀川を見おろしながら花を楽しんでいる。川にはたくさんの船がうかび、泳いでいる人もいる。橋のてすりに寄りかかって、川と花をながめている人もいる。道ばたの店や屋台では食べ物を売っており、道におかれた長いすで食べながら一休みしている人もいる。この華やかな風景も、木が老木となって枯れていき、明治の頃には見られなくなつた。

近代の生活空間と融合していた水辺空間



川内川／昭和初期



大和川(王寺町)／昭和30年頃

近代の生活空間と融合していた水辺空間

7

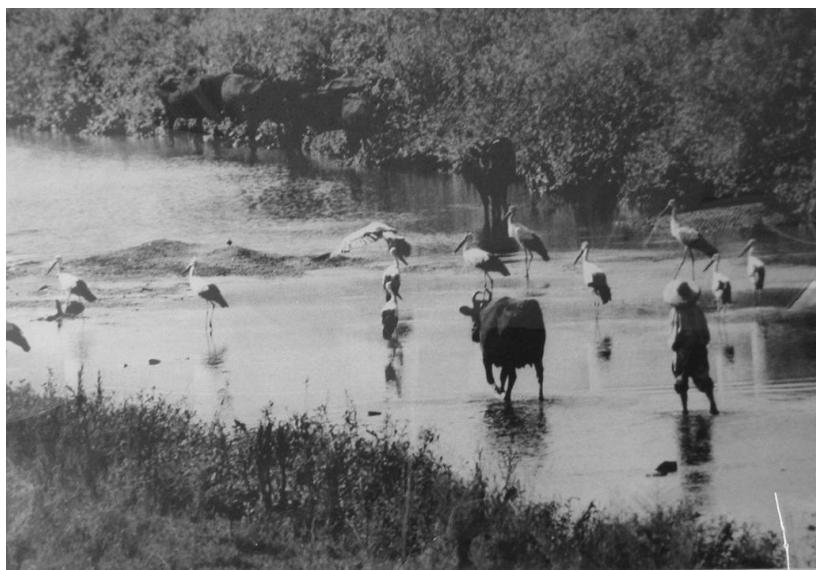


空知川(北海道)／大正時代

石狩川振興財團

近代の生活空間と融合していた水辺空間

8



コウノトリと人々が共生している様子（出石川／1960年）

近代の生活空間と融合していた水辺空間

9



洗濯などをする暮らしの場としての川の様子（瀬田川／1940年代）

10

経済発展とともに、水辺とまちの間に
隔たりが生じてしまった

まちとの間に隔たりが生じた水辺空間

11

- 効率的な治水整備により、三面張にされた河川。建物も河川から背を向けた（神田川）



まちとの間に隔たりが生じた水辺空間

12

- 効率的な治水整備により、三面張にされた河川。建物も河川から背を向けた（渋谷川）



まちとの間に隔たりが生じた水辺空間

13

- 1961年当時の隅田川（東京）は、“川というよりドブのようだ”、“メタンガスの泡がポコポコと音をたてて浮かび上かっていた”という状況となった。



まちとの間に隔たりが生じた水辺空間

14

- 1970年頃の多摩川（東京）は、水面に洗剤の泡が浮かび、あたりに異臭を放つなど河川環境は最悪の状態となった。



資料（国土交通省 京浜河川事務所）

まちとの間に隔たりが生じた水辺空間

15



1975年頃の綾瀬川
ゴミやスカム（浮きかす）が浮いていた

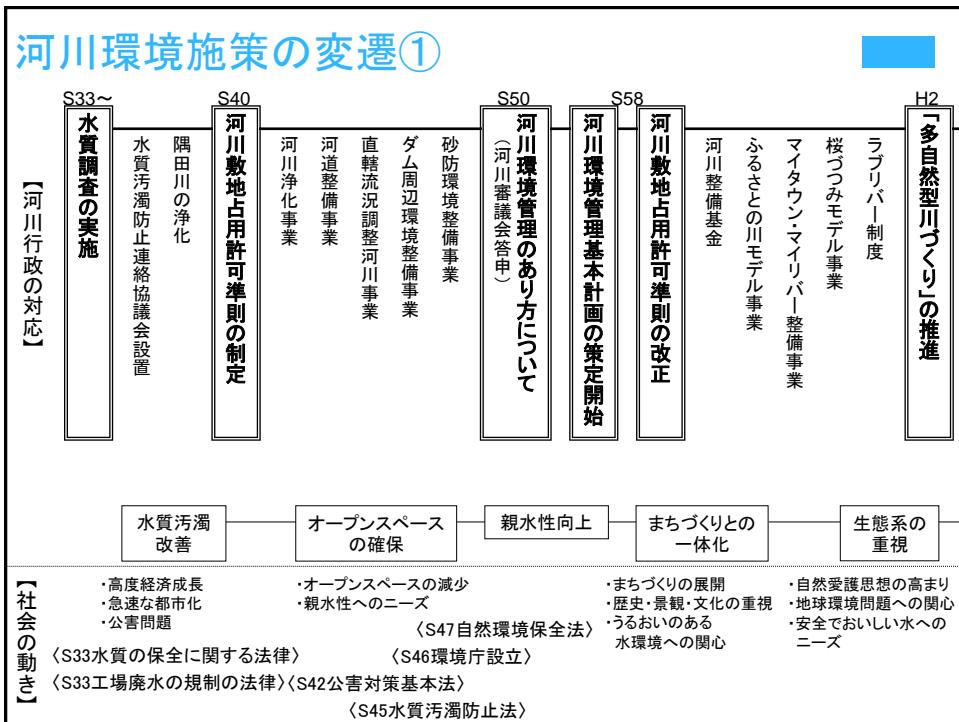


大量にゴミが投棄された河川

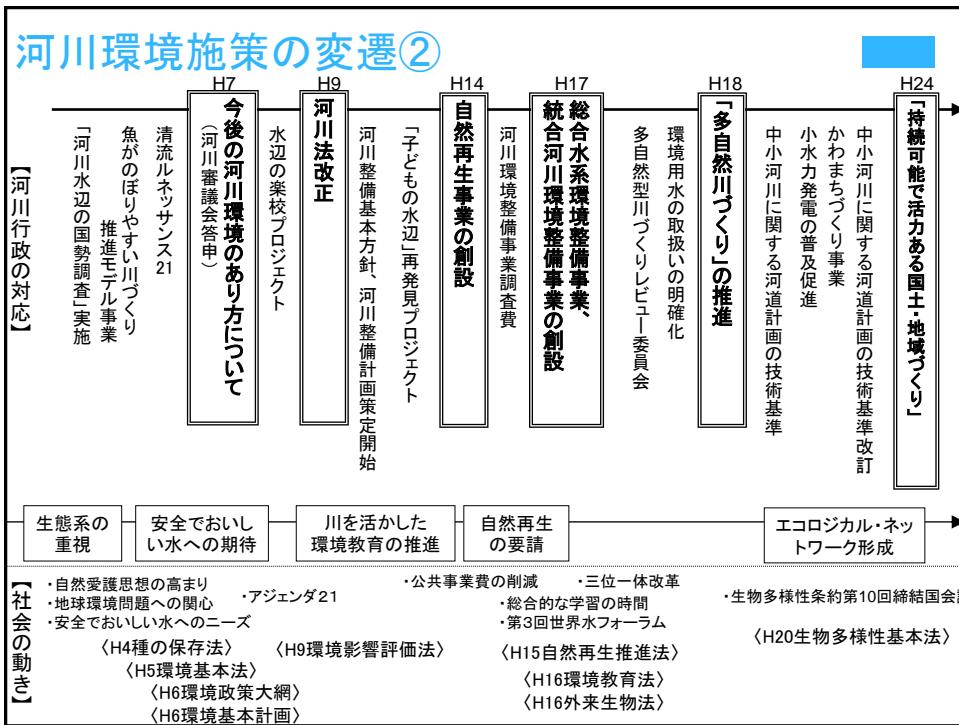
16

良好な水辺空間を取り戻すための
これまでの取組

河川環境施策の変遷①



河川環境施策の変遷②



多自然川づくりの取組

19

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息、生育、繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出



出典:多自然川づくりポイントブックⅢ 写真提供:島谷 幸宏

親水性の確保

20



歴史性に配慮した水辺の回廊として整備された水辺（石川県加賀市：大聖寺川）

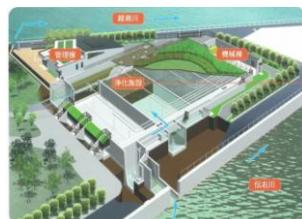
水質浄化の取組

21

窒素・リン等の栄養塩類を多く含む底泥の浚渫



河川の直接浄化による汚濁負荷の削減



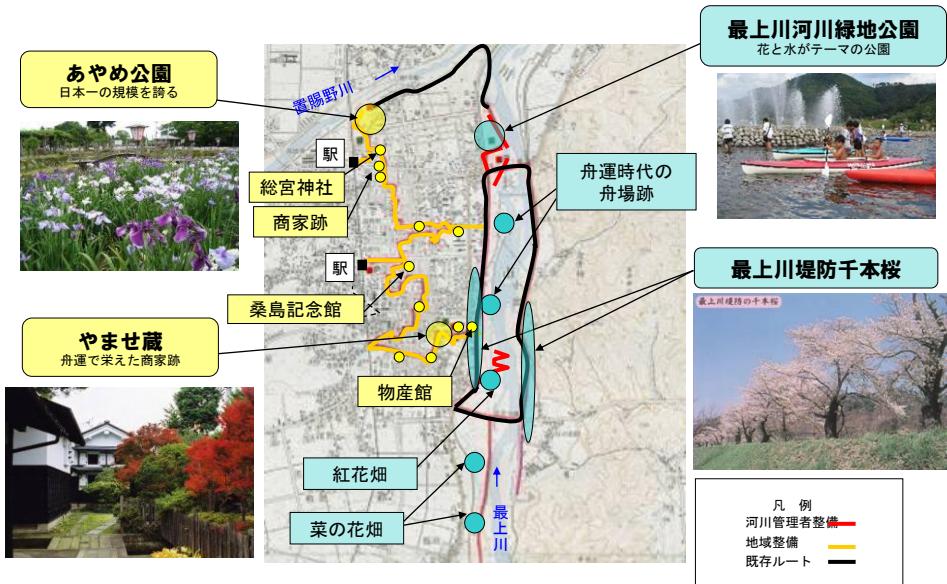
植生による自浄作用による水質浄化



歴史・文化に配慮したかわまちづくり

22

- 長井市には、最上川舟運の歴史・文化や名所名跡が存在、観光資源を地域活性化へ活用。
- 歴史的な観光資源をつなぐ散策路（フットパス）を整備して、周遊観光ルートを設定。



子吉川（秋田県由利本荘市）癒しの川づくり 23

- 川の持つ安らぎ、癒しという潜在的な要素を福祉と医療に生かす目的で由利本荘市の芋川合流点対岸の河川空間に整備。
- 計画段階から河川管理者、市民と地元行政、医療機関、福祉関係者が連携し、子どもから高齢者まで利用できるユニバーサルデザインに基づいた川づくりが実施された。癒しの場として、入院患者の運動やリハビリ、市民の散歩、子どもたちの環境学習に利用されている。

施設概要

- ・高水敷整正約12ha、緩傾斜堤防（張芝含む）
- ・坂路工1式、通路工1式、階段工10箇所、せせらぎ水路約600m

事業実施期間

1998～2003年度事業費：約5億円



車椅子でも水際まで散策可能

水辺とまちとの一体的整備 24

■マイタウンマイリバー整備事業

大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務でありかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街化の状況等からみて、沿川における市街地の整備とあわせて河川改修を進めることができると考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行う事業。



堀川（名古屋市）



紫川（北九州市）

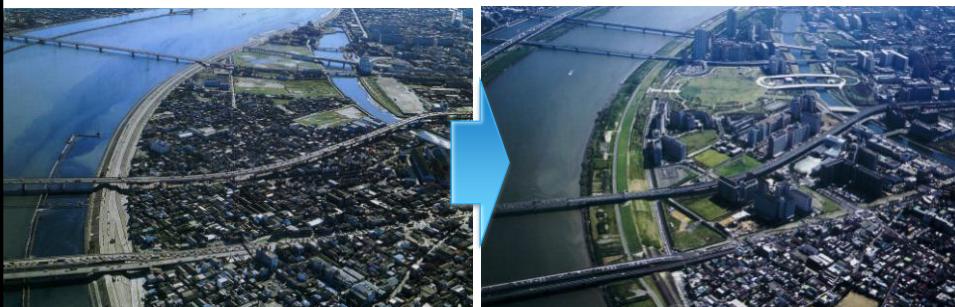
水辺とまちとの一体的整備

25

■スーパー堤防事例(荒川:小松川地区)

スーパー堤防はまちづくり整備との一体施工を基本としており、土地区画整理事業などのまちづくり側の事業や民間開発に合わせて共同事業化し、原則的に用地買収を行わず民地のまま整備を行います。

治水事業とまちづくりを同時に進めることで、機能性と安全性を兼ね備えた計画的なまちづくりが可能になります。また、一体化となって進めることにより、費用も軽減できます。



水辺とまちとの一体的整備

■

■スーパー堤防事例(荒川:小松川地区)



水辺とまちとの一体的整備

27

■スーパー堤防事例(隅田川・大川端地区)

- ・概要 石川島播磨重工業の工場跡地再開発にあわせて
スーパー堤防を整備
- ・開発主体 住宅・都市整備公団、三井不動産、住宅局他
- ・整備年度 1981年～1990年
- ・主な建物 センチュリーパークタワー（756戸、54階）
スカイライタワー（336戸、40階）
リバーポイントタワー（390戸、40階）
- ・地区面積 28.7ha
- ・整備延長 1,200m



28

まちづくりと一体となった
水辺整備が一部では進んでいるものの
「賢い利用」という視点が欠落

河川の合流点 直立護岸が水辺とまちの融合を妨げている



都市の威容を備え、河畔空間が整備される も、水辺にかつての賑わいはみられない



水辺に近づけず、
まちと切り離された空間となっている



民間活力を活用するための現行制度

河川の利用（占用）について

33

- ・基本的に河川は公共用物であり自由に利用できる。
- ・排他的・継続的に使用するなど、自由使用の範囲を超える場合は、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法24条）。
- ・工作物を新築、改築、除去する場合は、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法26条）

1965 河川敷地占用許可準則の制定

- ・基本方針：原則、占用は認めるべきではない。社会経済上必要やむを得ず許可する場合は、治水・利水上支障を生じない場合等の要件を満たすことが必要。
- ・公共用地につき営業不可。

1999 河川敷地占用許可準則の改正

- ・「**包括占用の特例**」が追加
地元市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断することができるようにするための制度。治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村等が決定できる。

2011 河川敷地占用許可準則の一部改正

- ・「**都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例**」が追加
地域の合意等を条件として、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能となった。

河川敷地占用許可の流れ

河川占用許可準則
(平成11年8月改正)

全国の河川

占用施設

公園、運動場、橋梁、送電線等
の公共性又は公益性のある施設

占用主体

地方公共団体、
公益事業者等の公的主体

特例措置
(平成16年3月通知)

社会実験として以下の8河川
沙流川(平取町)、利根川(香取市)
堀川(名古屋市)、堂島川等(大阪市)
道頓堀川(大阪市)、箕面川(箕面市)
京橋川等(広島市)、那珂川等(福岡市)

占用施設

- 左記施設に加え、
- ①広場、イベント施設等
(これらと一体をなす飲食店、
オープンカフェ、広告板、広告柱、
照明・音響施設、バーベキュー場等)
 - ②日よけ、船上食事施設、突出看板

占用主体

- ①の施設は、公的主体
- ②の施設は、公的主体又は民間事業者

河川占用許可準則
(平成23年3月改正)

全国の河川

占用施設

左記施設と同じ
①同左

②同左

占用主体

①②の施設の区別なく、
公的主体又は民間事業者

河川敷地占用許可準則の緩和

35

従 前

- 占用可能な施設及び主体
→公共性又は公益性のある施設(公園等)及び主体(地方公共団体等)に限定

特例措置
(社会実験)

- 2004年3月より、民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験(特例措置)として実施。
- 道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島県)等の8区域で限定的に実施。



道頓堀川(大阪市)



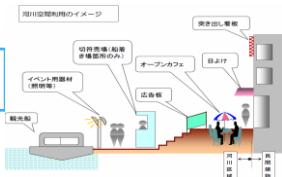
京橋川(広島県)

一部改正

2011年3月より

- 地方公共団体の地域活性化施策の発意により
- 協議会等の活用などにより、地方公共団体が地域の合意を図った上で、
- 区域、占用方針(施設・許可方針)、占用主体を予め河川管理者が指定すれば

- 民間事業者による河川敷地の占用が可能！
- イベント施設やオープンカフェ等の設置が可能！



包括占用の事例（大阪市：道頓堀川）

36

- 2011年の準則の一部改正に基づき、占用主体を公募により募集。
- 民間事業者の南海電鉄が3年間占用主体となり、遊歩道の管理運営を実施することとなった。



「道頓堀川遊歩道の管理運営業務委託」基本協定

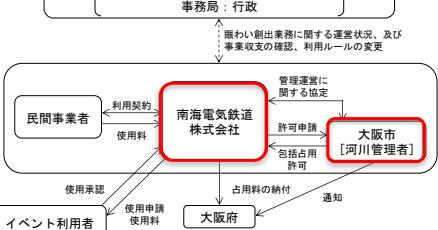
期間: 2012.4.1～2015.3.31

内容: 1. 賑わいの創出に関する業務

- イベント実施・誘致、オープンカフェ、広告事業ならびにロケ等の誘致
 - 関係機関・地域との調整
 - 「利用案内」等の作成、利用の案内・受付等
- 維持管理業務
 - 現場管理
 - 清掃・除草
 - 警備巡視
 - その他業務
 - 検討会
 - 河川占用許可申請事務・流水占用料等の納付
 - 地域活性化への貢献事業



道頓堀川水辺利用検討会
委員: 学識経験者、及び沿川地域代表者
事務局: 行政

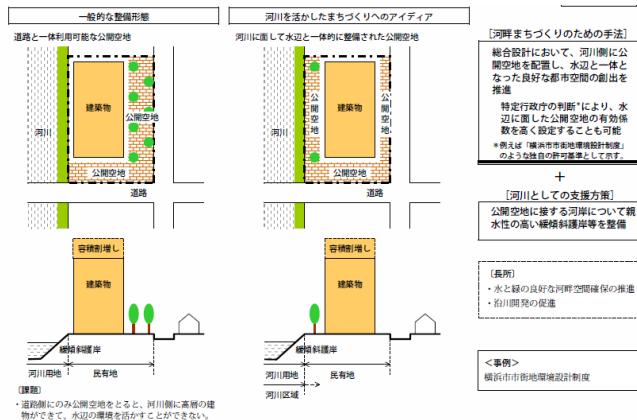


河川以外の制度の活用

37

●総合設計制度

- 建築基準法にて規定されている。
- 500m2以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和。

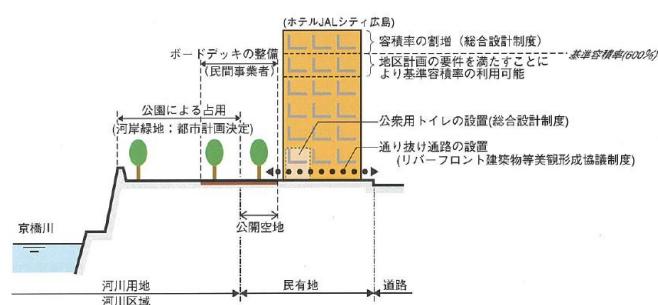


活用イメージ（出典：河川を活かしたまちづくりに関する検討～中間とりまとめ～（2001））

総合設計制度の活用（広島市：京橋川）

38

- 河岸緑地に面して公開空地を設置したことなどにより、容積率が割増された。



国内の水辺活用事例

東京都台東区（隅田川）～都内初の民間占用～

41

- 東京スカイツリーを臨む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店する事業者を公募。
- 河川敷地に民間事業者がが出店するのは、河川敷地占用許可準則の改正により可能になったもので、都内初の事業。



カフェ設置前



二天門防災船着場



カフェ設置後

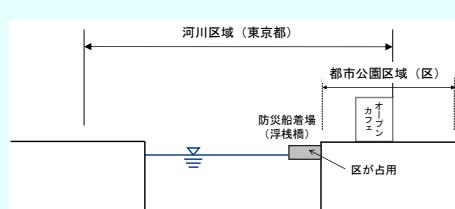


東京都台東区（隅田川）

42

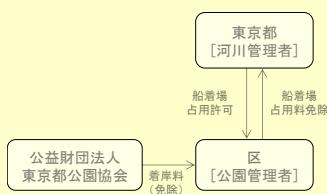
●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：河川区域および都市公園区域
- 施設内容：防災船着場（浮桟橋）、オープンカフェ
- 河川占用料：船着場は免除
オープンカフェは年額9,054円/m²
- 公園占用料：日額37円/m²

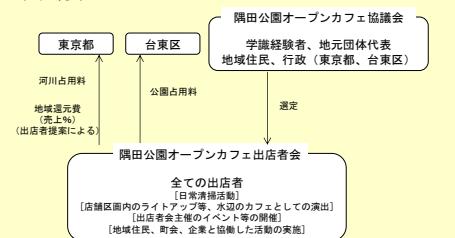


●事業スキーム

◆防災船着場（浮桟橋）



◆オープンカフェ



※占用料は一般会計として処理される

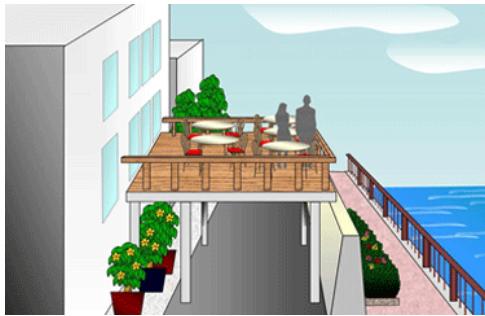
隅田川で「川床」“かわてらす”の社会実験

(東京都建設局)

43

- 水辺の更なる魅力向上と地域の活性化を目的に、隅田川堤防の管理用通路を活用して、飲食店の営業を行う“かわてらす”社会実験を実施。

- ・実験期間：平成25年7月2日から平成28年3月末（かわてらす設置のための一時占用許可期間はこのうち2年以内）
- ・対象区間：隅田川右岸の吾妻橋から厩橋下流までの区間（約1km）及び蔵前橋下流から神田川合流部までの区間（約0.5km）
- ・対象店舗：河川区域に隣接し、実験期間中に営業している飲食店、又は、営業を予定している飲食店。
(店内に客席を設けて飲食物の提供を行っている店舗)



“かわてらす”の設置イメージ
東京都HPより



東京スカイツリーと隅田川
東京都HPより

愛知県名古屋市（堀川） ～財団による占用～

45

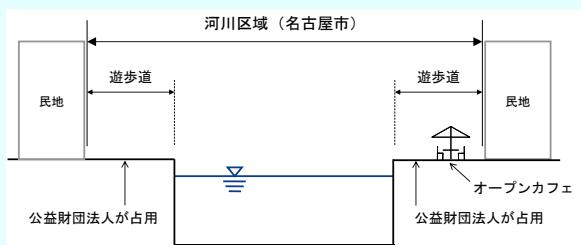


愛知県名古屋市（堀川）

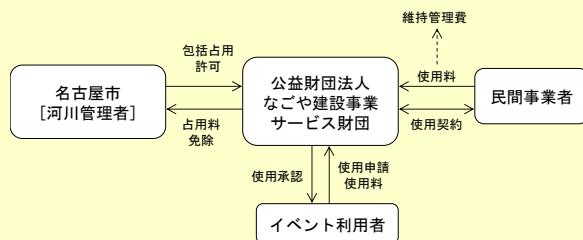
46

●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：河川区域
- 施設内容：オープンカフェ
- 河川占用料は無し（使用料のみ徴収）



●事業スキーム



※占用料は一般会計として処理される

大阪府大阪市（土佐堀川）～協議会による包括占用～

47

北浜テラス設置の歩み

- 2008.10 川床社会実験実施（1ヶ月）2000人以上の来客
- 2009.1 河川敷地占用許可準則の特例措置 改正
(占用施設に「川床」等を追加)
- 2009.5 川床社会実験実施（3ヶ月）
- 2009.7 北浜水辺協議会設立
- 2009.11 北浜水辺協議会が河川敷の包括的占用者に認可される
(民間の任意団体として全国初)
- 2013.4 常設型川床として3店舗開業
川床9店舗

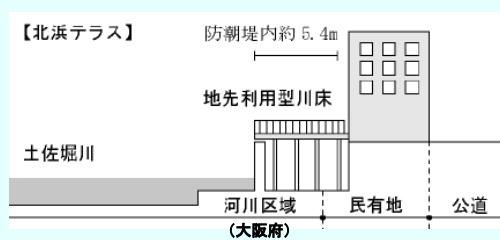


大阪府大阪市（土佐堀川）

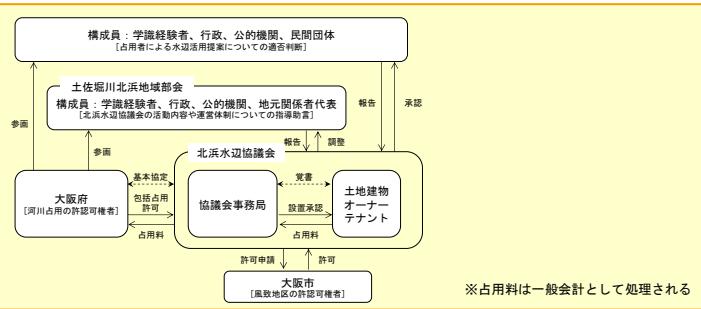
48

●空間構成（断面構成）

- ・施設設置場所：河川区域
- ・施設内容：川床

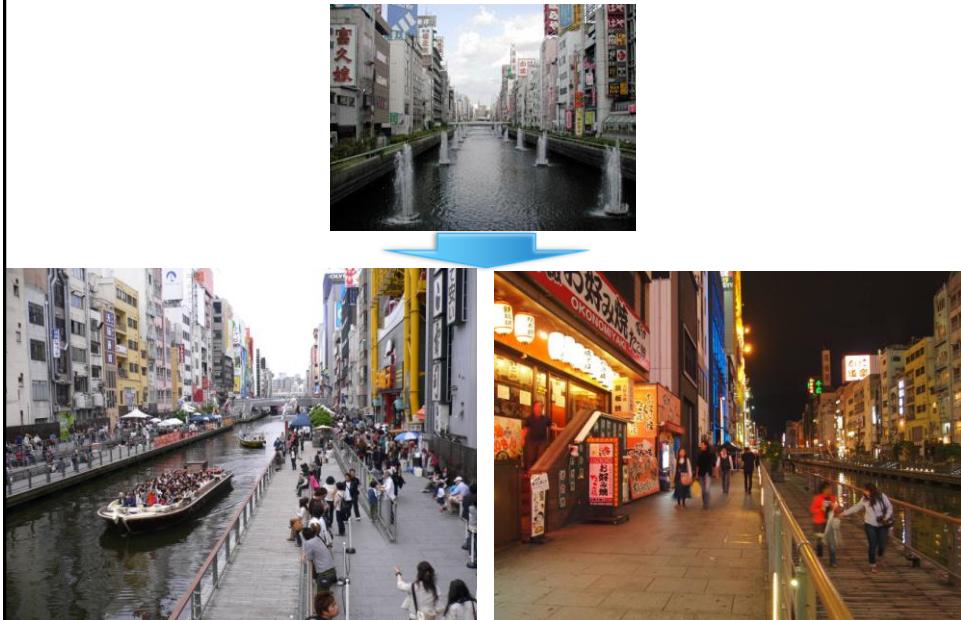


●事業スキーム



大阪府大阪市（道頓堀川）～鉄道事業者による包括占用～

49



大阪府大阪市（道頓堀川）

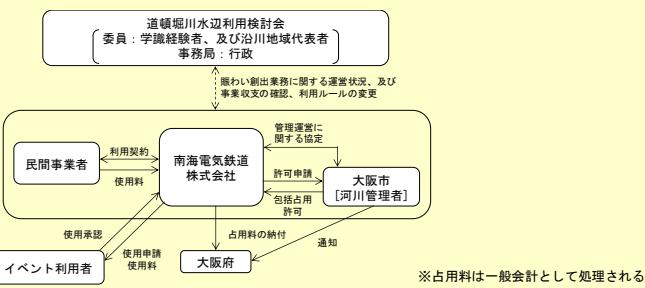
50

●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：河川区域
- 施設内容：桟橋



●事業スキーム



広島県広島市（京橋川・元安川）～協議会による占用～

51

- 京橋川や元安川の河岸緑地において、水辺に新たな魅力を創り出すため、民間のノウハウや活力を導入した「水辺のオープンカフェ」を実施。
- 京橋川沿いの河岸緑地では7店舗、元安川沿いで1店舗が営業中であり、多くの市民や来訪者に憩いの場、交流の場を提供するとともに、うるおいと安らぎを感じる風景を創出。
- 2005年10月に開業した京橋川オーブンカフェ（独立店舗型）は、河川空間で民間事業者による常設店舗を設置した全国初の取り組み。
- 隣接民有地内の店舗が河岸緑地を一体的に空間利用する「地先利用型」と河岸緑地に新たに店舗そのものを設置する「独立店舗型」の2形態がある。



京橋川のオープンカフェ（地先利用型）



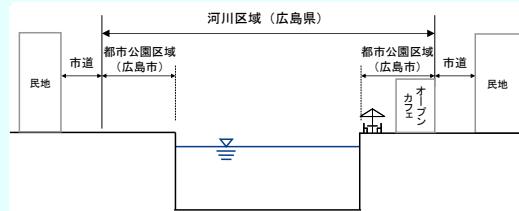
京橋川のオープンカフェ（独立店舗型）

広島県広島市（京橋川・元安川）

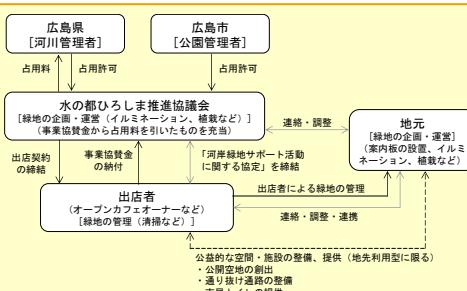
52

●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：河川区域および都市公園区域
- 施設内容：オープンカフェ
- 事業協賛金：
 - [京橋川]
 - 地先利用型 2,610円/m²・年
(うち河川占用料210円/m²・年)
 - 独立店舗型 13,090円/m²・年
(うち河川占用料2,400円/m²・年)



●事業スキーム



※占用料は一般会計として処理される

徳島県徳島市（新町川）～NPOによる占用～

53

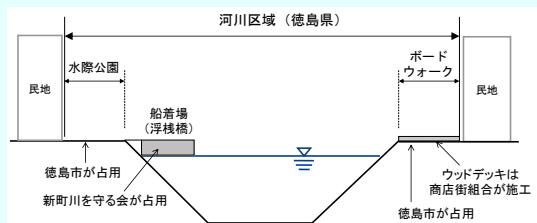


徳島県徳島市（新町川）

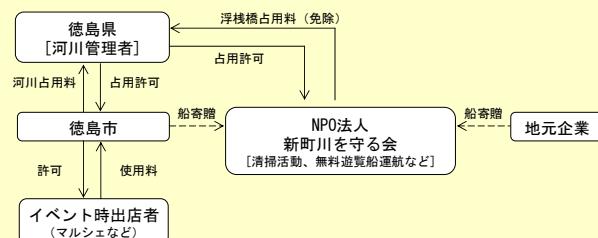
54

●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：河川区域
- 施設内容：船着場（浮桟橋）、マルシェ



●事業スキーム



※占用料は一般会計として処理される

海外の水辺活用事例

フランス・パリ（セーヌ川）：パリプラージュ

57

- 夏のバカンスシーズンに高速道路の通行を止め、人工的なビーチを造成し市民に開放

開催期間：夏季1ヶ月間
(2013年7月20日～8月18日)
来客者数：23万人（2013年実績）



普段の高速道路の様子



パリ プラージュの様子

（著作権者：slasher-fun、ライセンス：Cc-by-sa-3.0）

フランス・パリ（セーヌ川）：パリプラージュ

58

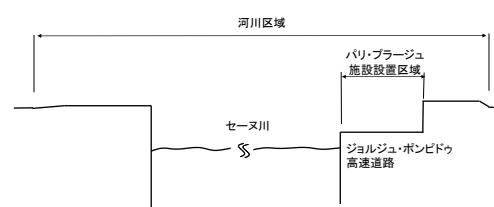
●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：河川区域内の高速道路（セーヌ川右岸）

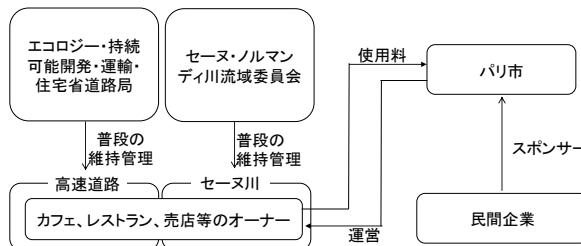
- 施設内容：

ヤシの木、ビーチパラソル、ビーチチェア、屋外のクライミング壁、屋外のカフェ、軽食スタンド、レンタル自転車、人工の砂浜、砂浜や水面を使ったカヌー、手漕ぎボート、水上レストランなど。

- 入場料は無料（カフェ、レストラン、売店、アトラクション使用料等は別）



●事業スキーム



デンマーク・コペンハーゲン（ニューハウン運河）

59

- ニューハウン（新たな港を意味する）沿いは、期間限定の歩行者天国とすることでカフェ・レストランやアンティークショップが軒を連ね、多くの観光客が来訪している。オープンカフェ設置基準で利用範囲等を規定している。

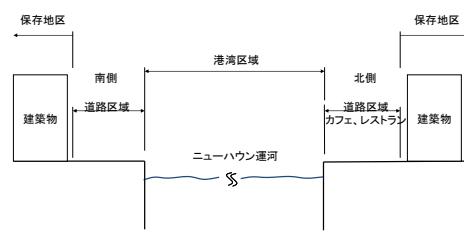


デンマーク・コペンハーゲン（ニューハウン運河）

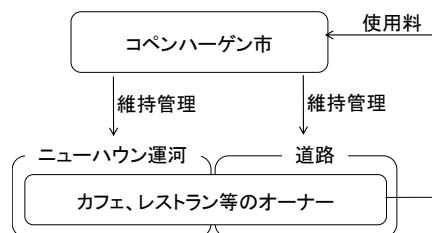
60

●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：道路区域（ストロイエ：歩行者天国）
- 施設内容：カフェ、レストラン（北側）
- コペンハーゲンのストロイエ（歩行者天国）で
カフェ、売店等が市に払う使用料は平均3,900円／月・m²



●事業スキーム



アメリカ・サンアントニオ（サンアントニオ川）

61

- サン・アントニオ川の蛇行部を直線化し、水門で区切って洪水対策を施し、残された蛇行部（グレートベント）にリバーウォークを整備し、囲まれたエリアにホテル・コンベンションセンター・複合施設を建設して、全米屈指の観光都市に発展。（観光客数は約1千万人／年）



アメリカ・サンアントニオ（サンアントニオ川）

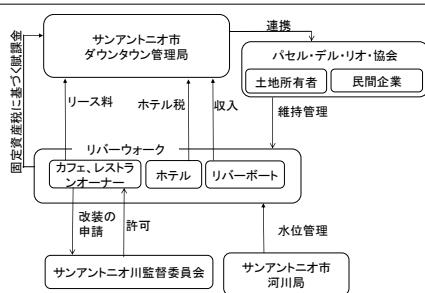
62

●空間構成（断面構成）

- 施設設置場所：公園区域
- 施設内容：
 - オープンテラスを設置したカフェ・レストラン
 - 普通のカフェ・レストラン（オープンテラス無し）
 - 観光者用施設
 - ホテル
 - リバーボート等



●事業スキーム



オランダ・アムステルダム（アイ湖）

63

- アムステルダム市街地の東側にあるアイ湖を埋め立てた人工島上に都市を建設
- アイ湖全体の水量を変化させないために、一部で水上住居（フローティングハウス）や堤防住居（ダイクハウス）を建設。



水上住居（フローティングハウス）



堤防住居（ダイクハウス）

オランダ・アムステルダム（アイ湖）

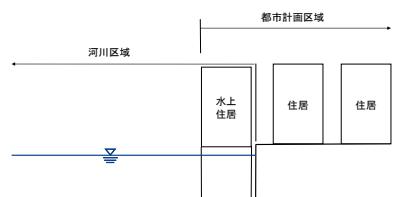
64

●空間構成（断面構成）

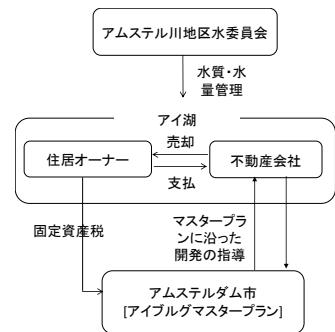
- 施設設置場所：都市計画区域
(アイ湖内の埋立地等)
- 施設内容：
 - 一般住宅（9,000戸）
 - 水上住居（フローティングハウス：165戸）
 - 堤防住居（ダイクハウス：7戸）
 - 河川占用料は無し

◆水上住居（フローティングハウス）

フローティングハウスは、水底に固定された柱に繫留され移動できないようになっている。水底に柱を固定することで、法律上、一般的な不動産として扱われ、購入者が住宅ローンを組むことができる。



●事業スキーム



◆堤防住居（ダイクハウス）

